

## 休日保育の利用料について

## 【日曜日の場合】

	平日に休みを設けているか	利用料 ※1	給食費 ※2
保育標準時間 認定児童	休みを設けている	利用料がかからない	徴収不可
	休みを設けていない	1時間あたり 100 円	日額 300 円を上限 として徴収可能
保育短時間 認定児童	休みを設けている	認定時間を超えて利用する 場合は 1 時間あたり 100 円	徴収不可
	休みを設けていない	1時間あたり 100 円	日額 300 円を上限 として徴収可能

※1 生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付世帯、里親世帯及び住民税非課税世帯は利用料半額

※2 食物アレルギー等により保護者がお弁当を持参する場合は徴収不可

## 【祝日の場合】

	平日に休みを設けているか	利用料 ※1	給食費 ※2
保育標準時間 認定児童	休みを設けている	利用料がかからない	徴収不可
	休みを設けていない		
保育短時間 認定児童	休みを設けている	認定時間を超えて利用する 場合は 1 時間あたり 100 円	徴収不可
	休みを設けていない		